

障がいのある子どもの子育て応援！

困りごと相談ブック



本冊子は、宮崎市自立支援協議会子ども支援部会における協議の中で、障がいのある子ども、またはその疑いのある子どもに関し、保護者や保育所（園）・幼稚園の先生、小・中・高校の先生が日常・学校生活で困りごとがあった場合に、情報不足などにより専門機関へ相談できず適切な支援を受けられていないことがある、という現状の解消を目指すため、状況に応じて相談すべき専門機関や相談窓口を、資料としてまとめたものです。平成 22 年 8 月に暫定版を作成し、平成 24 年に再度内容の検討を行いました。

本冊子を参考資料としてご活用いただければ幸いです。

また、冊子中の「障害」ということばの表現ですが、制度上の単語は「障害」と記載し、文章上では「障がい」と記載しておりますことを申し添えます。

平成 25 年 1 月 宮崎市自立支援協議会子ども支援部会

困りごと相談ブック

も く じ

・ 子どもの発育が気になるとき（乳児期）	1
・ 子どもの発育が気になるとき（幼児期）	2
・ 子どもの発育が気になるとき（就学期）	3
・ 子どもの発達が気になるとき（学齢期）	4
・ 小学校へ入学するとき	7
・ 学校のことを相談したいとき	9
・ 子どもの対応に困ったとき	13
・ 放課後・余暇の悩み	14
・ ボランティアの活用	15
・ 就労・施設の利用について	16
・ 福祉サービスの活用	17
・ 外出・移動の悩み	20
・ 福祉用具・補装具・住宅改修等	22
・ 経済的な悩み	24
・ その他	27

○関係機関一覧表

○参考資料

子どもの発育が気になるとき（乳児期）

- ・ 首がなかなかすわらない。
- ・ 夜泣きが激しい。
- ・ 笑わない。
- ・ ミルク・母乳の飲みが悪い。
- ・ 身長・体重の増加が気になる。
- ・ 吐きやすい。
- ・ 抱きにくい。
- ・ 泣かない。
- ・ 眠らない。
- ・ おすわりがなかなかできない。
- ・ 目を合わせない。
- ・ 眠ってばかりいる。
- ・ じっとしていない。
- ・ 離乳食がすすまない。
- ・ きこえや見え方が心配。



気づいた段階から相談することで、発達や日常生活などへの影響を少なくすることが考えられます。かかりつけの医師、保健師、ご利用中の保育所（園）の担任の先生方にご相談ください。専門機関と連携を図り、相談することができます。

各医療機関 各保育所（園）
市地域保健課（各保健センター）
児童発達支援センター・児童発達支援事業所
市総合発達支援センター（診療部）
そうだんサポートセンターおおぞら 等

子どもの発育が気になるとき（幼児期）

- ・ 歩き始めが遅い。
- ・ ことばが遅い。
- ・ 食がぼそい。
- ・ 友だちを咬んだりする。
- ・ 身長・体重の増加が気になる。
- ・ 偏食が強い。
- ・ 友だちと遊べない。
- ・ オウム返しをする。
- ・ こだわりが強い。
- ・ 会話が成り立たない。
- ・ 自分で髪を引き抜く、噛む、頭を打ちつける等の自傷行為がある。
- ・ 落ち着きがない。
- ・ 目を合わせない。
- ・ 感触に過敏である。
- ・ きこえや見え方が心配。
- ・ しょっちゅうかんしゃくをおこす。
- ・ しょっちゅう迷子になる。
- ・ 高所等の危険がわからない。
- ・ オムツがはずれるのが遅い。
- ・ 手先が不器用。
- ・ 夜、寝ない。



気づいた段階から相談することで、日常生活や運動、集団参加などへの影響を少なくすることが考えられます。まずは、ご利用中の保育所（園）・幼稚園の担任の先生方にご相談ください。専門機関と連携を図り、相談することができます。

各医療機関 各保育所（園）
市地域保健課（各保健センター）
児童発達支援センター・児童発達支援事業所
市総合発達支援センター（診療部）
そうだんサポートセンターおおぞら 等

子どもの発育が気になるとき（就学期）

- ・ 文字や数字を理解できない。
- ・ 一定の時間、座ってられない。
- ・ 友だちと仲良くできない。
- ・ 人の話を聞くのが難しい。
- ・ 発音が気になる。
- ・ 基本的日常動作（食事・排泄等）が自立していない。
- ・ 思いを言葉で伝えられない。
- ・ 学校に行きたがらない。
- ・ 集団で協力して何か行なうのが苦手。



気づいた段階から相談することで、日常生活や学習、集団参加などへの影響を少なくすることが考えられます。まずは、ご利用中の保育所（園）・幼稚園・学校の担任の先生方にご相談ください。専門機関と連携を図り、相談することができます。

各医療機関 各保育所（園）
市地域保健課（各保健センター）
市教育相談センター 各学校
児童発達支援センター・児童発達支援事業所
放課後等デイサービス事業所
市総合発達支援センター（診療部）
そうだんサポートセンターおおぞら 等

子どもの発達が気になるとき

聞こえに不安を感じたときは

気づいた段階から相談することで、言葉の発達への影響を少なくすることが考えられます。幼稚園・保育所（園）等、学校の先生方にご相談ください。専門機関との連携を図り、相談することができます。

市地域保健課（各保健センター）
市立宮崎小学校（きこえの教室）
県立都城さくら聴覚支援学校
県立延岡しろやま支援学校
身体障害者相談センター
児童発達支援センター・児童発達支援事業所
県教育研修センター（ふれあいコール）
市教育相談センター
※ 各医療機関（耳鼻科）

言葉の遅れを感じたときは

気づいた段階から相談することで、言葉の発達や対人関係への影響を少なくすることが考えられます。幼稚園・保育所（園）等、学校の先生方にご相談ください。専門機関と連携を図り、相談することができます。

市地域保健課（各保健センター）
市教育相談センター
ことばの教室（宮崎小、小戸小、赤江小、広瀬小）
中央福祉こどもセンター（児童相談所）
児童発達支援センター・児童発達支援事業所
県教育研修センター（ふれあいコール）
各特別支援学校
※ 各医療機関
※ 市総合発達支援センター



※印の相談先については、有料となります。

子どもの発達が気になるとき

見え方の不安を感じたときは

気づいた段階から相談することで、日常生活や学習・運動などへの影響を少なくすることが考えられます。幼稚園・保育所（園）等、学校の先生方にご相談ください。専門機関と連携を図り、相談することができます。

市地域保健課（各保健センター）
県立明星視覚支援学校
児童発達支援センター・児童発達支援事業所
県教育研修センター（ふれあいコール）
市教育相談センター
※ 各医療機関（眼科）

人とのかかわりや、集団での活動に苦手さが見られるときは

気づいた段階から相談することで、対人関係や集団参加への影響を少なくすることが考えられます。幼稚園・保育所（園）等、学校の先生方にご相談ください。専門機関と連携を図り、相談することができます。

市地域保健課（各保健センター）
市教育相談センター
中央福祉こどもセンター（児童相談所）
児童発達支援センター・児童発達支援事業所
県教育研修センター（ふれあいコール）
各特別支援学校
※ 各医療機関
※ 市総合発達支援センター

身の回りのことが一人でできないときは

気づいた段階から相談することで、日常生活や学習への影響を少なくすることが考えられます。幼稚園・保育所（園）等、学校の先生方にご相談ください。専門機関と連携を図り、相談することができます。

市地域保健課（各保健センター）
市教育相談センター
中央福祉こどもセンター（児童相談所）
児童発達支援センター・児童発達支援事業所
県教育研修センター（ふれあいコール）
各特別支援学校

※印の相談先については、有料となります。

子どもの発達が気になるとき

体の動きにぎこちなさを感じたときは

早期から相談することで、運動発達への影響を少なくすることが考えられます。幼稚園・保育所（園）等、学校の先生方にご相談ください。専門機関と連携を図り、相談することができます。

市地域保健課（各保健センター）
児童発達支援センター・児童発達支援事業所
各特別支援学校
県教育研修センター（ふれあいコール）
市教育相談センター
※ 各医療機関（整形外科）
※ 県立こども療育センター
※ 市総合発達支援センター

多動さや落ち着きのなさが目立つときは

気づいた段階から相談することで、日常生活や学習、集団参加などへの影響を少なくすることが考えられます。幼稚園・保育所（園）等、学校の先生方にご相談ください。専門機関と連携を図り、相談することができます。

市地域保健課（各保健センター）
市教育相談センター
中央福祉こどもセンター（児童相談所）
児童発達支援センター・児童発達支援事業所
県教育研修センター（ふれあいコール）
各特別支援学校
※ 各医療機関
※ 市総合発達支援センター



※印の相談先については、有料となります。

小学校へ入学するとき

小学校に入学する前の就学
相談を受けたいときは

現在通っている幼稚園・保育所（園）等の先生に相談
してみましょう。通っている幼稚園や保育所（園）に、
下記の相談窓口より相談案内が配布されています。就学
に関する相談をすることができます。

市教育相談センター
校区の小学校

幼稚園や保育所（園）から、
小学校へ子どもの支援につ
いて引き継いでほしいとき
は

幼稚園・保育所（園）等と小学校は連絡会などをおこ
なっています。また個別に引き継ぎ会を行うこともあり
ます。現在利用中の幼稚園・保育所（園）等にご相談く
ださい。

幼稚園・保育所（園）等
各小学校

学校に関する要望等につ
いて相談したいときは

学校に関する要望などは、その学校の窓口で受け付け
ています。市教育委員会に相談することもできます。

幼稚園・保育所（園）等
各小学校

放課後に子どもを預かって
もらえる所を探したいとき
は

児童クラブや学童保育、日中一時支援などの情報提供
と利用手続きなどを相談することができます。詳しく
は、P 14をご覧ください。

市生涯学習課
市子ども課
市障害福祉課
学童保育をおこなっている保育所等
市障害者総合サポートセンター
そうだんサポートセンターおおそら

小学校へ入学するとき

特別支援学校の小学部への
入学の相談をしたいときは

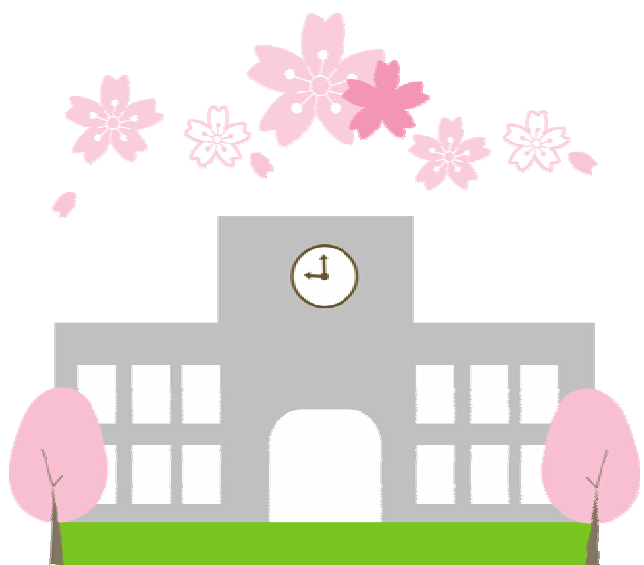
就学に関する相談は宮崎市教育委員会が行っています。通っている幼稚園や保育所（園）、通園施設などに、下記の相談窓口より相談案内が配布されています。

市教育相談センター

登下校に特別支援学校のス
クールバスを利用したいと
きは

特別支援学校のスクールバスの利用状況などを相談することができます。学校ごとに利用できる対象やコースに違いがあるため、事前に相談されることをお勧めします。

各特別支援学校
市教育相談センター



学校のことを相談したいとき

小学校から中学校へ進学する際に、子どもへの支援を引き継いでほしいときは

小学校と中学校は定期的に連絡会などをおこなっています。また、個別に引き継ぎ会を行うこともあります。在籍している小学校の担任または、特別支援教育コーディネーターにご相談ください。

各小・中学校
各特別支援学校
市教育相談センター

高等学校等へ進学する際にサポートを受けたいときは

受験や学習及び学校生活について、中学校と高等学校等で連携を図ることができます。在籍している中学校の担任または特別支援教育コーディネーターにご相談ください。

中学校及び高等学校
各特別支援学校

学校の対応について相談したいときは

それぞれの公立小・中学校、県立高等学校には特別支援教育コーディネーターの先生がいます。まずは、在学する学校の特別支援教育コーディネーターにご相談ください。

各小・中・高等学校
市教育相談センター
各特別支援学校

学校のことを相談したいとき

いじめについて相談したい
ときは

様々な状況が考えられますが、在学する学校の担任や特別支援教育コーディネーター、生徒指導担当の先生にご相談ください。関係機関と連携を図り、相談することができます。

各小・中・高等学校
市教育委員会（学校教育課）
各特別支援学校

子どもの障がいや特別支援
教育について地域の人たち
に理解してもらいたいとき
は

在学している学校の担任や特別支援教育コーディネーターにご相談ください。関係機関と連携を図って、相談することができます。

各小・中・高等学校
民生委員・児童委員
主任児童委員
各特別支援学校
市社会福祉協議会
市障害者総合サポートセンター
そうだんサポートセンターおおぞら

登下校時のサポートをして
ほしいときは

在学している学校の担任または、特別支援教育コーディネーターにご相談ください。関係機関と連携を図って、相談することができます。

各小・中・高等学校
市障害者総合サポートセンター
そうだんサポートセンターおおぞら

学校のことを相談したいとき

**通常の学級や特別支援学級
などの在籍の変更の相談を
したいときは**

在学している学校の担任や特別支援教育コーディネーターにご相談ください。関係機関と連携を図って、相談できます。

各小・中学校
市教育相談センター

**特別支援学校への転学の相
談をしたいときは**

在学している学校の担任や特別支援教育コーディネーターにご相談ください。関係機関と連携を図って、相談できます。

各小・中・高等学校
市教育相談センター
(各特別支援学校)

**発達や行動が気になる小・中
学生や高校生への指導や支
援方法について相談したい
ときは**

在学している学校の担任や特別支援教育コーディネーターにご相談ください。専門機関などとの連携を図り、相談することができます。

各小・中・高等学校
市教育相談センター
各特別支援学校
県教育研修センター
中央福祉こどもセンター（児童相談所）
県中央発達障がい者支援センター

学校のことを相談したいとき

**不登校の児童・生徒について
相談したいときは**

在学している学校の担任や生徒指導担当の先生、特別支援教育コーディネーターにご相談ください。専門機関などとの連携を図り、相談することができます。

各小・中・高等学校
市教育委員会（学校教育課・特別支援教育相談室）
市子育て支援課 心の談話室
中央福祉こどもセンター（児童相談所）
スクールカウンセラー
県教育研修センター
各特別支援学校

非行について相談したいときは

在学している学校の担任や生徒指導担当の先生、特別支援教育コーディネーターにご相談ください。専門機関などとの連携を図り、相談することができます。

各小・中・高等学校
市教育情報センター
心の談話室 スクールカウンセラー
県教育研修センター
中央福祉こどもセンター（児童相談所）
各特別支援学校
警察署（生活安全課）
青少年育成センター

学校の教材費や給食費、遠足、修学旅行のお金が準備できないときは

就学奨励費制度があります。各学校の窓口か、教育委員会に問い合わせてください。

各小中学校
各特別支援学校
市教育情報センター

子どもの対応に困ったとき

放課後や土・日・祝日・夏休み等の子どもの対応の仕方について相談したいときは

子どもの障がいの特性や個性を理解した上で考える必要があります。子どものことを知っている身近な教育や福祉の窓口にご相談してください。

学校の担任及び特別支援教育コーディネーター
市障害者総合サポートセンター
そうだんサポートセンターおおぞら

障がいのある子どものきょうだいにに関する悩みについて相談したいときは

家庭の諸事情を理解した上で考える必要があります。子どものことを知っている身近な教育や福祉の窓口にご相談してください。

学校の担任及び特別支援教育コーディネーター
各特別支援学校
県教育研修センター
市障害者総合サポートセンター
そうだんサポートセンターおおぞら
障害者団体としての「父母の会」

障がいのある子どもを養育している両親や家族の健康など、いろいろな悩みについて相談したいときは

家庭の諸事情を理解した上で考える必要があります。子どものことを知っている身近な教育や福祉の窓口にご相談してください。

学校の担任及び特別支援教育コーディネーター
市障害者総合サポートセンター
そうだんサポートセンターおおぞら

放課後・余暇の悩み

子どもが放課後を過ごす場所を探したいときは

公的なものとして「児童クラブ」があります。また障がい福祉サービスとしては「日中一時支援事業」「放課後等デイサービス」があります。遊びの提供場所として児童館・児童センターがあります。下記の窓口で相談ができます。

市教育委員会（生涯学習課）
市障害福祉課
市障害者総合サポートセンター
そうだんサポートセンターおおぞら
児童館・児童センター

子どもが放課後を過ごす場所を探したいときは
学童保育

学童保育を行っている幼稚園・保育所（園）等があります。直接、問い合わせるのもひとつの方法です。

学童保育を実施している幼稚園・保育所（園）等
市子ども課

放課後や余暇に子どもを預かってほしいとき、またその移動も含めお願いしたいときは

地域で登録している保育サポーターが子どもを預かってくれる場合があります。下記の窓口で相談できます。

21世紀職業財団
市障害者総合サポートセンター
そうだんサポートセンターおおぞら
ファミリーサポートセンターみやざき

放課後や余暇活動（イベント）の相談をしたいときは

スポーツクラブやスイミングクラブ、乗馬クラブなどを利用している方々もおられます。相談は下記の窓口があります。

障害者団体としての「父母の会」
市障害者総合サポートセンター
児童館・児童センター
そうだんサポートセンターおおぞら
市障害福祉課

ボランティアの利用

**ボランティア利用について
相談したいときは
(はじめての方)**

遠慮なくご相談ください。漠然としていても構いません。何が利用できるかなど、下記の窓口で相談できます。

市社会福祉協議会ボランティアセンター
市民活動センター
市障害者総合サポートセンター
そうだんサポートセンターおおぞら

**放課後や余暇に子どもと一
緒に遊んで欲しいなど、ボラ
ンティアを利用をしたいと
きは**

目的に合ったボランティアを探してくれる窓口があります。ご相談ください。

市社会福祉協議会ボランティアセンター
市民活動センター
市障害者総合サポートセンター
そうだんサポートセンターおおぞら

**行事・イベントなどでボラン
ティア利用を相談したいと
きは**

目的に合ったボランティアを探してくれる窓口があります。ご相談ください。

市社会福祉協議会ボランティアセンター
市民活動センター
市障害者総合サポートセンター
そうだんサポートセンターおおぞら



就労・施設の利用について

就労について相談したいときは

一般の企業への就労について相談したいときは、在学中の方であれば、まずは学校の担任や特別支援教育コーディネーターにご相談ください。卒業後は、下記の相談窓口へ直接ご相談ください。

みやざき障害者就業・生活支援センター
市障害者総合サポートセンター
そうだんサポートセンターおおぞら

福祉サービス事業所（福祉的就労・作業所など）を利用したいときは

就労移行支援や、就労継続支援、生活介護、自立訓練などの福祉施設を利用したいときは、在学中の方であれば、まずは学校の担任や特別支援教育コーディネーターにご相談ください。卒業後は、下記の相談窓口へ直接ご相談ください。

みやざき障害者就業・生活支援センター
市障害者総合サポートセンター
そうだんサポートセンターおおぞら

20歳になって、どんな収入が得られるかわからないときは

障がいの状況によっては、手当等（特別障害者手当、重度障害者介護金、障害基礎年金）の申請が可能です。下記の窓口で相談できます。

市障害福祉課
市国保年金課
市障害者総合サポートセンター
そうだんサポートセンターおおぞら
※ 県立こども療育センター
※ 市総合発達支援センター

※印の相談先については、診断書料が有料となります。

福祉サービスの活用

障がい福祉サービスを利用
したいときは

(はじめての方)

遠慮なくご相談ください。漠然としていても構いません。どんなサービスが利用できるかなど、下記の窓口で相談できます。

市障害福祉課
各総合支所市民福祉課（清武は福祉課）
市障害者総合サポートセンター
そうだんサポートセンターおおぞら

現在、受けている障がい福祉
サービスの確認や不足分が
ないかどうかを相談したい
ときは

利用できるサービスは世帯や個々人で異なります。障がい福祉サービスに限らず、利用できる制度について下記の窓口で相談できます。

市障害福祉課
各総合支所市民福祉課（清武は福祉課）
市障害者総合サポートセンター
そうだんサポートセンターおおぞら

手帳（身体・療育・精神）の
こと、取得方法などがわから
ないときは

手帳の種類は3つあります。下記の窓口で相談できます。

市障害福祉課（身体・療育）
市地域保健課（各保健センター）（精神）（注）
中央福祉こどもセンター（児童相談所）
市障害者総合サポートセンター
そうだんサポートセンターおおぞら
県中央発達障害者支援センター
※ 県立こども療育センター
※ 市総合発達支援センター

（注）の相談先については、平成25年度4月以降の窓口はお問い合わせください。

※印の相談先については、診断書料が有料となります。

福祉サービスの活用

医療費の助成に関し相談したいときは

重度心身障害者医療費助成

重度心身障害者医療費助成は医療費の自己負担を全額または月額1,000円を控除した額を助成します。下記の窓口で相談できます。

市障害福祉課
市障害者総合サポートセンター
そうだんサポートセンターおおぞら
※ 県立こども療育センター
※ 市総合発達支援センター
※ 各医療機関

医療費の助成に関し相談したいときは

(ひとり親家庭の方)

ひとり親家庭医療費助成が利用できます。障がいの有無に関わらずひとり親世帯であれば助成対象です。他にも対象要件があります。下記の窓口で相談できます。

市子育て支援課
市障害者総合サポートセンター
そうだんサポートセンターおおぞら
※ 各医療機関

医療費の助成に関し相談したいときは

自立支援医療（育成医療）

育成医療は、確実に治療効果が見込まれる18歳未満の方を対象に医療費の助成を行うものです。下記の窓口で相談できます。

市子ども課（注）
市障害者総合サポートセンター
そうだんサポートセンターおおぞら
※ 各医療機関

（注）の相談先については、平成25年度4月以降の窓口はお問い合わせください。

※印の相談先については、診断書料が有料になります。

福祉サービスの活用

医療費助成に関し相談したいときは

自立支援医療（精神通院医療）

精神障がいにより起因する病気のための通院治療が必要な方が対象です。下記の窓口で相談できます。

市地域保健課（各保健センター）（注）
市障害者総合サポートセンター
そうだんサポートセンターおおぞら
※ 各医療機関（精神科・心療内科）

医療費助成に関し相談したいときは

特定疾患、小児慢性特定疾患

病気の種類によっては、難病対策としての特定疾患治療研究事業を利用できます。所得に応じて、治療費の助成が受けられます。

市健康支援課（特定疾患）
市子ども課（小児慢性特定疾患）（注）
市障害者総合サポートセンター
そうだんサポートセンターおおぞら
※ 県立こども療育センター
※ 市総合発達支援センター
※ 各医療機関

放課後や土・日・祝日、夏休み等に、子どもを自宅で養育できないときは

障害福祉サービス（短期入所・日中一時支援事業）や児童クラブの利用が考えられます。下記の窓口で相談できます。

市障害福祉課（障害福祉サービス）
市教育委員会（生涯学習課）（児童クラブ）
市障害者総合サポートセンター
そうだんサポートセンターおおぞら

（注）の相談先については、平成25年度4月以降の窓口はお問い合わせください。

※印の相談先については、診断書料が有料になります。

外出・移動の悩み

緊急な事情で子どもを学校
や病院に送迎できないとき
は

公的なものとして障害福祉サービス「外出介護」があります。下記の窓口で相談できます。

市障害福祉課
市障害者総合サポートセンター
そうだんサポートセンターおおぞら

子どもを預けたい、またその
際の送迎もできないときは

公的なものとして障がい福祉サービス「日中一時支援事業」があります。共助的なものでファミリーサポートセンターがあります。下記の窓口で相談できます。

市障害福祉課
市子ども課
市子育て支援課
市障害者総合サポートセンター
そうだんサポートセンターおおぞら
ファミリーサポートセンターみやざき

自家用車がない、利用できな
いときは

重度障害者へのタクシー利用券の助成制度があります。障がいの程度や所得制限など要件があります。下記の窓口で相談できます。

市障害福祉課
各総合支所市民福祉課（清武は福祉課）
市障害者総合サポートセンター
そうだんサポートセンターおおぞら

外出・移動の悩み

一般の交通手段の利用が困難なときは

重度障がい者の方々に対して重度身体障害者移動支援（移送サービス）事業があります。下記の窓口で相談できます。

市社会福祉協議会
市障害者総合サポートセンター
そうだんサポートセンターおおぞら

公共交通機関やタクシー運賃の割引がわからないときは

手帳取得者及びその介護者にＪＲ、フェリー、航空機、バス、タクシーの運賃割引があります。下記の窓口で相談できます。

市障害福祉課
各総合支所市民福祉課（清武は福祉課）
市障害者総合サポートセンター
そうだんサポートセンターおおぞら

重度障がいで医療ケアがあり、自家用車・一般の交通手段の利用が困難なときは

医療行為（吸引・呼吸器管理等）により一人で運転しながらの移動看護・介護ができないことがあります。下記の窓口で相談できます。

市障害者総合サポートセンター
そうだんサポートセンターおおぞら

福祉用具・補装具・住宅改修等

日常生活の便宜を図ってくれる福祉用具について相談したいときは

介護ベッド、特殊マット、リフト、入浴用具、排泄用具、吸引器 など

重度障害者日常生活用具給付事業により助成制度があります。下記の相談窓口で相談できます。選定助言は行政以外の相談窓口になります。

市障害福祉課
市障害者総合サポートセンター
そうだんサポートセンターおおぞら
県立こども療育センター
市総合発達支援センター

体の機能を補ってくれる補装具について相談したいときは

車いす、歩行器、杖、補聴器、眼鏡、座位保持椅子 など

補装具制度があります。下記の相談窓口で相談できます。選定助言は行政以外の相談窓口になります。

市障害福祉課
市障害者総合サポートセンター
そうだんサポートセンターおおぞら
県立こども療育センター
市総合発達支援センター

手帳はないが、難病の指定を受けている方が福祉用具の購入について相談したいときは

日常生活用具給付事業により助成制度があります。下記の窓口で相談できます。選定助言は行政以外の相談窓口になります。

市障害福祉課
大学病院・県病院など大きな医療機関の相談室
県難病相談支援センター
市障害者総合サポートセンター
そうだんサポートセンターおおぞら

自立を高めたり、介護負担を軽減できる福祉用具・補装具などの選定について相談したいときは

自宅で使う場合、自宅の環境によって適合する用具が異なります。訪問可能なサポートセンターの相談員へ依頼できます。理学療法士へもつながります。

市障害福祉課
市障害者総合サポートセンター
そうだんサポートセンターおおぞら
県立こども療育センター
市総合発達支援センター

自立を高めたり、介護負担を軽減できる住環境の改善（バリアフリー）について相談したいときは

訪問可能なサポートセンター相談員がご本人、ご家族の希望をお聞きし、改善プランについてご提案できます。理学療法士や建築士へもつながります。

市障害福祉課
市障害者総合サポートセンター
そうだんサポートセンターおおぞら
県立こども療育センター
市総合発達支援センター



経済的な悩み

子どもを養育・介護できない
事情が生じ、困ったときは

(例えば、親が病気、きょう
だい児が病気、行事 など)

障害福祉サービス（短期入所・日中一時支援事業）や
一時保護施設の利用が考えられます。下記の窓口で相談
できます。

市障害福祉課
市障害者総合サポートセンター
そうだんサポートセンターおおぞら

子どもの療育や療養費用、訓
練（リハビリ）・習い事等に
充てるお金がないなどのと
きは

障がいの状況によっては、手当（特別児童扶養手当、
障害児福祉手当）が申請可能です。下記の窓口で相談で
きます。

市障害福祉課
市障害者総合サポートセンター
※市総合発達支援センター
※県立こども療育センター

介護費用の自己負担が大き
く、生活に困ったときは

障がいの状況によっては、手当等（特別児童扶養手当、
障害児福祉手当、重度障害者介護金、日常生活用具）が
申請可能です。下記の窓口で相談できます。

市障害福祉課
市障害者総合サポートセンター
※市総合発達支援センター
※県立こども療育センター

※印の相談先については、有料となります。

経済的な悩み

医療費が払えないときは

病院の医療相談窓口があります。ない場合は受付で構いません。高額療養費や病名（特定疾患等）で助成が受けられる制度もあります。下記の窓口でも相談できます。

市障害福祉課 市子ども課
市子育て支援課 市社会福祉課（生活保護）
市国保年金課
医療機関の相談室若しくは地域医療連携室、受付
市障害者総合サポートセンター
そうだんサポートセンターおおぞら

健康保険の保険料（税）が払えず、医療が受けられないときは

病気になっても医療が受けられないと大変です。下記の窓口で相談できます。

市国保収納課
市国保年金課
市障害福祉課
市子ども課
市子育て支援課
市社会福祉課（生活保護）
市障害者総合サポートセンター
そうだんサポートセンターおおぞら

離婚や失業などで、生活が困難になったときは

離婚の場合、ひとり親世帯のために児童扶養手当があります。ただ、それだけでは生活できないため生活保護の申請が必要だと考えられます。下記の窓口で相談できます。

市子育て支援課
市社会福祉課
市障害者総合サポートセンター
そうだんサポートセンターおおぞら

経済的な悩み

母子・寡婦世帯で貸付制度を利用したいときは

経済的自立と子どもの福祉の向上のために、母子・寡婦福祉資金貸付制度が利用できます。下記の窓口で相談できます。

市子育て支援課
市障害者総合サポートセンター
そうだんサポートセンターおおぞら

貸付制度を利用したいときは

生活福祉資金貸付事業が利用できます。低所得者世帯や障がい者世帯などを対象とした貸付制度です。下記の窓口で相談できます。

市社会福祉協議会
市障害者総合サポートセンター
そうだんサポートセンターおおぞら

緊急時に貸付制度を利用したいときは

低所得者を対象とした、たすけあい資金貸付制度があります。小口（3万円以内）の貸付制度です。下記の窓口で相談できます。

市社会福祉協議会
市障害者総合サポートセンター
そうだんサポートセンターおおぞら

多重債務などがあり困ったときは

借金の返済が滞り、生活費が不足してしまうと大変です。下記の窓口で相談できます。

法テラス
市生活安全課（消費生活センター）
市障害者総合サポートセンター
そうだんサポートセンターおおぞら

その他

保護者の心身（入院・交通事故、健康面）に異変があり、
どうしてよいかわからない
ときは

遠慮なくご相談ください。どうしたらよいか、何が利用できるかなど、下記の窓口で相談できます。

小中学校の担任、特別支援教育コーディネーター
市障害福祉課
市障害者総合サポートセンター
そうだんサポートセンターおおぞら

市におけるバリアフリー（肢体不自由児者が利用できる
トイレ、休憩所 等）の情報
について相談したいときは

遠慮なくご相談ください。どこに何があるなど、下記の窓口で相談できます。

市建築指導課（福祉のまちづくり関係）
市社会福祉協議会
市障害者総合サポートセンター
そうだんサポートセンターおおぞら

通学路や遊び場などで危険
性のある環境物について相
談したいときは

誰もが安心して利用できるように整備する必要がある場合は、遠慮なく相談してください。下記の窓口で相談できます。

地区自治会長
市道路維持課（道路関係）市公園緑地課（公園）
警察署（交通規制関係）
※国道・県道に関することは国交省、県土木事務所を案内することあり。また、公園も管理者が国・県の場合は管理する機関を案内することあり。

その他

住居確保について相談したいときは

障がいの状況、世帯の状況に応じた住居と一緒に探す際に、下記の窓口で相談できます。

市障害者総合サポートセンター
そうだんサポートセンターおおぞら
市住宅課（市営住宅）

障害福祉施設利用に関する苦情要望について相談したいときは

福祉施設利用に関する苦情要望は、その施設の窓口で受付ける義務があります。納得できない場合は県社会福祉協議会に訴えることもできます。また、利用サービスを調整した相談員に相談し調整をお願いすることもできます。

各福祉施設
市障害福祉課
市障害者総合サポートセンター
そうだんサポートセンターおおぞら
県社会福祉協議会

地域の方々に障がいに対する理解が得られず、悩んだときは

地域生活の中で障がいの理解が得られず、悩んだり困ったりした場合には、遠慮なく下記までご相談ください。

市障害福祉課
各小・中学校等
市教育委員会（学校教育課）
市社会福祉協議会 地区社会福祉協議会
障害者団体としての「父母の会」
各特別支援学校
市障害者総合サポートセンター
そうだんサポートセンターおおぞら

性感染症の感染に不安があるときは

エイズや淋菌、クラミジアなどの性感染症の相談を受けています。希望者には検査を無料・予約制で実施しています。下記の窓口で相談できます。

市健康支援課（エイズ・性感染症ホットライン）
（匿名）

関係機関一覧表

項目	名称	連絡先	住所地	内容・備考
行政	市教育相談センター	23-1053	旭1丁目4-1	就学・教育相談、特別支援教育関係等
	中央福祉こどもセンター（児童相談所）	26-1551	霧島1-1-2	児童に関する様々な相談・療育相談等
	県教育研修センター（ふれあいコール）	38-7654	阿波岐ヶ原町前浜 4276-729	様々な教育相談
	市教育委員会（学校教育課）	21-1833	橘通東1-14-20	学校や就学に関する様々な相談
	県教育委員会（特別支援教育室）	26-7783	橘通東1-9-10	特別支援教育に関する相談
	市生涯学習課	21-1834	橘通東1-14-20	児童クラブ・生涯学習関係の相談等
	市子ども課	21-1774	橘通西1-1-1	保育所・幼稚園・学童保育・子どもに関する相談、小児慢性特定疾患(注)・育成医療(注)
	市子育て支援課（母子寡婦・家庭児童相談）	21-1765	橘通西1-1-1	女性・母子相談、養育上の相談、児童館関係等
	市国保年金課（年金）	21-1753	橘通西1-1-1	国民年金の相談等
	市国保年金課（国保）	21-1745	橘通西1-1-1	国保給付に関する相談
	市国保収納課	21-1744	橘通西1-1-1	国民健康保険税の相談等
	市障害福祉課	21-1772	橘通西1-1-1	障がい福祉サービス全般に関する相談
	市社会福祉課	21-1775	橘通西1-1-1	経済的な悩み・生活保護に関する相談等
	市地域保健課（中央保健センター）	29-5281	宮崎駅東1-6-2	身体とことろに関する相談
	市地域保健課（市総合福祉保健センター）	52-1506	花山手東3-25-2	身体とことろに関する相談
	市地域保健課（佐土原保健センター）	73-1115	佐土原町下田島 20660	身体とことろに関する相談
	市地域保健課（高岡福祉保健センター「穆園館」）	82-5294	高岡町内山2877	身体とことろに関する相談
	市地域保健課（清武保健センター）	85-1144	清武町船引187-1	身体とことろに関する相談
	市地域保健課（田野保健センター）	86-0117	田野町甲2818	身体とことろに関する相談
	市健康支援課	29-5286	宮崎駅東1-6-2	特定疾患等の相談等
	市健康支援課（エイズ・性感染症ホットライン）	23-7333	宮崎駅東1-6-2	性感染症の相談・検査等
	市生活安全課（消費生活センター）	21-1755	橘通西1-1-1	多重債務・消費生活の相談
	市道路維持課	21-1802	橘通西1-1-1	市道に関する相談
	市公園緑地課	21-1814	橘通西1-1-1	公園に関する相談
	市住宅課	21-1804	橘通西1-1-1	市営住宅に関する相談
	市建築指導課	21-1813	橘通西1-1-1	バリアフリーに関する相談
	市福祉総務課	21-1754	橘通西1-1-1	民生委員・児童委員等
	佐土原総合支所市民福祉課	73-1113	佐土原町下田島 20660	障がい福祉サービス全般に関する相談
	田野総合支所市民福祉課	86-1113	田野町甲2818	障がい福祉サービス全般に関する相談
	高岡総合支所市民福祉課	82-1112	高岡町内山2887	障がい福祉サービス全般に関する相談
	清武総合支所福祉課	85-1104	清武町船引204	障がい福祉サービス全般に関する相談
警察	宮崎県警察本部生活安全部少年課（ヤングテレフォン）	23-7867	旭1-8-28	非行・家出・いじめなどに関する相談
	宮崎北警察署	27-0110	錦本町4-8	代表番号
	宮崎北警察署（ヤングテレフォン）	28-7874	錦本町4-8	非行・家出・いじめなどに関する相談
	宮崎南警察署	50-0110	恒久878-1	代表番号
	宮崎南警察署（ヤングテレフォン）	51-7373	恒久878-1	非行・家出・いじめなどに関する相談

(注) の相談先については、平成25年度4月以降の窓口はお問い合わせください。

項目	名称	連絡先	住所地	内容・備考
学校教育	県立赤江まつばら支援学校	56-0655	田吉4977-371	特別支援教育全般に関する教育相談
	県立清武せいりゅう支援学校	85-6641	清武町木原4257-9	特別支援教育全般に関する教育相談
	県立都城さくら聴覚支援学校	0986-22-0685	都城市都原町7430	聴覚障がいに関する教育相談
	県立延岡しろやま支援学校	0982-29-3715	延岡市野地町3-3477-2	特別支援教育全般に関する教育相談
	県立みやざき中央支援学校	39-1633	島之内2100	特別支援教育全般に関する教育相談
	県立明星視覚支援学校	39-1021	島之内1390	視覚障がいに関する教育相談
	県立みなみのかぜ支援学校	85-7851	清武町木原4257-6	特別支援教育全般に関する教育相談
	市立宮崎小学校（きこえ・ことばの教室）	24-4360	旭1-4-1	きこえ方やことばに関する教育相談
	市立小戸小学校（ことばの教室）	24-4415	大工1-5-43	ことばに関する教育相談
	市立赤江小学校（ことばの教室）	51-4366	恒久556	ことばに関する教育相談
	市立広瀬小学校（ことばの教室）	73-1616	佐土原町下田島20308-10	ことばに関する教育相談
	市の幼稚園（私立幼稚園協会）	35-0201	松橋1-7-4	幼稚園に関する相談・情報提供 等
心の教育	心の談話室	22-9674	鶴島2-18-9	不登校・いじめ等に関する教育相談
	市青少年育成センター	22-7867	鶴島2-18-9	いじめ・不登校・非行・友達関係などの相談
福祉	県中央発達障害者支援センター	85-7660	清武町木原4257-7	発達障がいに関する相談
	県みやざき就業・生活支援センター	63-1337	花山手東3-25-2	障がい者の就労における相談
	市障害者総合サポートセンター	63-2688	花山手東3-25-2	障害児者の相談支援
	そうだんサポートセンターおおぞら	21-1975	新別府町久保田657-4	障害児者の相談支援
	市の子育て支援センター（市子育て支援課）	21-1765	橘通西1-1-1	子育て支援センターに関する相談 等
	市の学童保育実施施設（市子ども課）	21-1774	橘通西1-1-1	学童保育に関する相談 等
	市の認可保育園（市保育会）	41-4900	祇園1-50	保育園に関する相談、情報提供 等
	市社会福祉協議会（花山手）	52-5131	花山手東3-25-2	福祉に関する相談、様々な支援事業
	市社会福祉協議会（ボランティアセンター）	52-7170	花山手東3-25-2	市民活動支援、ボランティア登録・紹介
	市社会福祉協議会（佐土原）	36-2020	佐土原町東上那珂12948-1	福祉に関する相談、様々な支援事業
	市社会福祉協議会（田野）	86-2017	田野町甲2848-1	福祉に関する相談、様々な支援事業
	市社会福祉協議会（高岡）	82-4721	高岡町内山2877	福祉に関する相談、様々な支援事業
	市社会福祉協議会（清武）	55-6207	清武町船引155-2	福祉に関する相談、様々な支援事業
	市内の地区社会福祉協議会（市福祉総務課）	21-1754	橘通西1-1-1	地域のことに係る様々な相談
	市民活動センター	20-8777	橘通西1-1-2	市民活動支援、ボランティア登録・紹介
	ファミリーサポートセンターみやざき	62-0252	宮崎駅東3-6-7	援助会員による育児支援
	市内の児童館・児童センター（市子育て支援課）	21-1765	橘通西1-1-1	児童館に関する相談 等
	21世紀職業財団	20-2019	広島2-10-20	保育サポーターによる育児支援
	宮崎年金事務所	52-2111	天満2-4-23	社会保険・厚生年金に関する相談
	県社会福祉協議会	22-3145	原町2-22	苦情・要望に関する相談

項目	名称	連絡先	住所地	内容・備考
療育	児童発達支援センターすぴか	21-1551	新別府町久保田 657-4	療育施設
	県立こども療育センター	85-6500	清武町木原4257-8	療育施設（医療型・母子）
	児童発達支援センターわかば園	39-5830	山崎町浜川14	療育施設
	つくし園	52-5134	花山手東3-25-2	療育施設（母子）
	オレンジスマイル	74-4511	佐土原町上田島 9086	療育施設
子育て	宮崎市中央西地域子育て支援センター	27-2401	鶴島3-93	子どもの遊び・子育て交流の場
	権現地域子育て支援センター	29-0980	江平東1-6-43	子どもの遊び・子育て交流の場
	佐土原地域子育て支援センター	73-6755	佐土原町下田島 20304-1	子どもの遊び・子育て交流の場
	高岡地域子育て支援センター	82-5294	高岡町内山2877	子どもの遊び・子育て交流の場
	清武地域子育て支援センター	84-2380	清武町船引198	子どもの遊び・子育て交流の場
	希望が丘保育園地域子育て支援センター	56-2881	希望が丘3-21-11	子どもの遊び・子育て交流の場
	和（やわらぎ）保育園地域子育て支援センター	47-2200	小松273-11	子どもの遊び・子育て交流の場
	おひさま保育園地域子育て支援センター	26-5216	下原町231-2	子どもの遊び・子育て交流の場
	島之内保育園地域子育て支援センター	39-0694	島之内8900	子どもの遊び・子育て交流の場
	ふたば保育園地域子育て支援センター	53-3323	大塚町大迫詰 4341-1	子どもの遊び・子育て交流の場
	あおぞら保育園地域子育て支援センター	25-6831	大島町前田376-7	子どもの遊び・子育て交流の場
	加江田保育園地域子育て支援センター	65-0064	加江田3672-5	子どもの遊び・子育て交流の場
	平和が丘保育園地域子育て支援センター	39-3377	池内町古門991	子どもの遊び・子育て交流の場
	大坪保育園地域子育て支援センター	51-1474	恒久6100-1	子どもの遊び・子育て交流の場
	霧島児童館	27-4893	船塚1-81	子どもの遊び・子育て交流の場
	恒久児童館	51-6142	恒久2-16-4	子どもの遊び・子育て交流の場
	生目児童館	47-6652	浮田3001-1	子どもの遊び・子育て交流の場
	倉岡児童館	41-0315	糸原419-20	子どもの遊び・子育て交流の場
	栄町児童館	28-1475	別府町5-18	子どもの遊び・子育て交流の場
	大島児童館	28-1476	大島町四反田668-2	子どもの遊び・子育て交流の場
	本郷児童館	56-3001	本郷北方4029-6	子どもの遊び・子育て交流の場
	旭町児童館	73-0024	佐土原町下田島 20304-1	子どもの遊び・子育て交流の場
	かのう児童館	85-6805	清武町加納甲1010	子どもの遊び・子育て交流の場
	大塚台児童センター	47-8885	大塚台西3-22-3	子どもの遊び・子育て交流の場
	西原児童センター	52-3533	恒久5124	子どもの遊び・子育て交流の場
	平和が丘児童センター	27-3255	池内町陣ノ平594-5	子どもの遊び・子育て交流の場
	憶児童センター	26-5557	吉村町平塚甲1797	子どもの遊び・子育て交流の場
	青島児童センター	65-1899	青島4-9-17	子どもの遊び・子育て交流の場
	住吉児童センター	39-8188	島之内7082-2	子どもの遊び・子育て交流の場
	木花児童センター	58-1656	熊野635	子どもの遊び・子育て交流の場
	大塚児童センター	50-5358	大塚町八所3765-1	子どもの遊び・子育て交流の場
	田野児童センター	86-5205	田野町甲2823-3	子どもの遊び・子育て交流の場

項目	名称	連絡先	住所地	内容・備考
生涯学習	赤江東地区交流センター	5 9 - 8 4 2 2	恒久 6 - 1 1 - 4	生涯学習施設
	生目台地区交流センター	5 9 - 9 1 9 1	生目台 4 - 6 - 2	生涯学習施設
	宮崎東地区交流センター	2 0 - 3 5 1 1	下原町 3 3 2 - 5	生涯学習施設
	宮崎地区交流センター	2 0 - 3 5 1 2	吉村町ハシテ甲 2 3 8 6 - 1 3 9	生涯学習施設
	宮崎西地区交流センター	2 0 - 3 5 0 7	祇園 1 - 4 9	生涯学習施設
医療	県立こども療育センター	8 5 - 6 5 0 0	清武町木原 4 2 5 7 - 8	発達の相談、診断、訓練
	県難病相談支援センター	3 1 - 3 4 1 4	原町 2 - 2 2	難病に関する様々な相談
	県小児救急医療電話相談	3 5 - 8 8 5 5	—————	毎日 19 : 00 から 23 : 00 まで
	市総合発達支援センター診療所	2 1 - 1 6 1 5	新別府町久保田 6 5 7 - 4	発達の相談、診断、訓練
	障害児者歯科診療所（宮崎歯科福祉センター）	8 3 - 3 3 4 4	新別府町久保田 6 8 3 - 1	障がい児者の歯科治療 等
	市夜間急病センター	2 3 - 3 1 1 9	新別府町船戸 7 3 8 - 1	救急外来
相法律	法テラス	0 5 0 - 3 3 8 3 - 5 5 3 0	旭 1 - 2 - 2	お金の問題・労働の問題 等
父母の会	市手をつなぐ育成会	2 7 - 9 3 3 9	祇園 1 - 5 0	父母の会による各種相談
	市肢体不自由児者父母の会	3 1 - 2 8 3 0	祇園 1 - 5 0	父母の会による各種相談
	宮崎県重症心身障害児（者）を守る会	5 4 - 7 2 3 5	月見が丘 4 - 2 3 - 1 7 （在宅部会長 井島氏）	父母の会による各種相談
	宮崎 L D ・発達障害親の会「フレンド」	0 8 0 - 5 2 4 8 - 1 4 6 9	花山手東 3 - 2 5 - 2	父母の会による各種相談
	宮崎県自閉症協会	0 9 8 3 - 2 3 - 2 7 0 3	児湯郡高鍋町北高鍋 2 6 2 7（蓑毛氏）	父母の会による各種相談
	財団法人日本ダウン症協会宮崎支部	2 8 - 7 7 5 4	花ヶ島町新地橋 1 1 4 5 - 3 2（丸山氏）	父母の会による各種相談



参 考 資 料

< 福 祉 編 >

※ 障がい福祉制度の詳細については、市障害福祉課作成の「障害者福祉ガイドブック」を参照ください。

事 項	内 容
療育手帳	知的障がいのある方の保護及び自立更生の援助を図るため、任意申請に基づき交付されるもので、各種福祉サービスを受けるための基本となるものです。 重度A、中度B1、軽度B2の区分があります。
身体障害者手帳	身体に障がいのある方の日常生活を支援するため、任意申請に基づき交付されるもので、各種福祉サービスを利用するための基本となるものです。 障がいの範囲・等級が決められています。
精神保健福祉手帳	精神障がい者の社会復帰と社会参加の促進を図るために、任意申請に基づき交付されるもので、各種福祉サービスを利用するための基本となるものです。 1から3級までの等級があります。
重度心身障害者医療費助成	重度の身体障がいや知的障がいがある人の医療費を助成します。対象者の条件や所得制限があります。
ひとり親家庭医療費助成	ひとり親家庭または一人暮らしの寡婦に医療費の助成を行っています。対象者の条件や所得制限があります。
自立支援医療（育成医療）	障がいや重度の病気がある18歳未満の子どもで、確実な治療効果（手術による治療が主）の期待される場合に医療費の助成が受けられます。所得に応じて自己負担があります。
自立支援医療（精神障がい者通院医療費公費負担制度）	精神障がい児者の方々の通院医療費を助成する制度です。所得に応じて自己負担があります。
小児慢性特定疾患治療研究事業	小児慢性特定疾患で治療を受けている18歳未満の子どもに対する医療費の助成で病気の内容や所得に応じて制限があります。引き続き治療が必要と認められる場合は20歳未満となります。
高額療養費の支給	病院などの窓口で支払う医療費（一部負担金）が一定額を超えた場合に支給される制度です。1ヶ月間（同月内）に同一の医療機関でかかった費用を世帯単位で合算し、自己負担限度額を超えた分について支給されます。
特別児童扶養手当	在宅の障がい児（20歳未満）を介護・養育している保護者に支給します。対象の条件や所得制限があります。

< 福 祉 編 >

事 項	内 容
障害児福祉手当	在宅の重度障がい児（２０歳未満）で日常生活において常に特別の介護を必要としている人に支給します。対象の条件や所得制限があります。
重度障害者介護金	重度障がい児者を介護している人に慰労金として支給します。対象の条件や所得制限があります。
特別障害者手当	在宅の重度障がい者（２０歳以上）で概ね身体障害者手帳１級程度の障がいと重複しており、日常生活において常時特別な介護を必要とする人に支給します。所得制限があります。
障害基礎年金	国民年金の加入者が病気や怪我で国民年金法に定める障がいの状態になった時に支給されます。ただし、保険料納付期間と保険料免除期間の合計が加入期間の３分の２以上あるなど、一定の条件に該当することが必要です。なお２０歳未満のときに初めて医師の診療を受けた者が、障害の状態にあって２０歳に達したとき、または２０歳に達した後、障害の状態となったときは対象となります。
障害厚生年金	怪我や病気の初診日が厚生年金保険の被保険者期間中で、その怪我や病気により、障害等級１級、２級に該当した場合、障害基礎年金に上乗せして支給されます。３級の場合は障害基礎年金は支給されませんが、障害厚生年金は支給されることになります。
生活保護	病気や失業、その他の事情で生活に困っている人に対して生活費などを援助し一日も早く自分の力や他の方法で生活できるよう手助けをする制度です。この制度は、保護を受ける人が資産や能力を活用しても国の定めた基準を下回る場合にその不足分について援助します。
母子寡婦福祉資金の貸付け	母子世帯や寡婦の経済的自立と子どもの福祉の向上を図るために修学資金や就学支度金など１３種の資金をお貸しします。一定の条件があります。
生活福祉資金貸付事業	低所得者世帯や障害者世帯などを対象にした貸付制度です。障害者用の自動車購入資金や療育資金、修学資金等があり、一定の条件があります。
たすけあい資金貸付事業	低所得者を対象とした、緊急時の小口（３万円以内）の貸付制度です。
重度障害者福祉タクシー等 料金助成	重度障がい児者に対してタクシー料金やガソリン代の一部を助成します。対象の条件や所得制限があります。

< 福 祉 綱 >

事 項	内 容
補装具費支給事業	身体上の障がいを補って、日常生活や社会生活をしやすいするための補装具（購入・修理）費を支給します。障がいの種別により制限があります。自己負担もあります。
日常生活用具給付事業	身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳のいずれかを所持している方に、日常生活を容易にするための用具を給付します。種目により諸条件があります。1割負担です。
重度障害者住宅改修費助成事業	障がいの状態に応じて自宅のトイレや居室等を改修する場合、それに要する費用を助成します。新築・増築は非該当です。所得制限があります。
重度身体障害者移動支援（移送サービス）	在宅で、かつ一般の交通手段の利用が困難な、車いすを常時利用する18歳以上の方を対象に、移動を、ボランティアの運転するリフト付き自動車で支援します。
外出介護	重度の障がい児者（対象に制限があります。）がその有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むのに家庭に適切な介護者がいない場合、ヘルパーを派遣して外出の介助を行います。
短期入所（ショートステイ）	介護者の都合で障がい児者が居宅で介護を受けることができない場合に宿泊を伴う一時的な預かりができます。
日中一時支援	日中に監護者がいない場合や障がい児者の日中の場、家族の就労支援、介護者の一時的な休息を目的とし、障がい児者の日中の一時的な預かりができます。
就労移行支援	雇用または在宅就労が見込まれる方で、一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識および能力のために必要な訓練を行います。
就労継続支援	一般企業などでの就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約に基づくA型と、雇用が困難な方や雇用に結びつかなかった方が対象となるB型の2種類があります。（※卒業後すぐのB型利用は原則としてできません。）
自立訓練	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。身体障害者を対象とした「機能訓練」と、知的障害者を対象とした「生活訓練」があります。
地域活動支援センターⅡ型	日中において、入浴・排せつ・食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。障害程度区分1～6の方が対象です。

< 福 祉 綱 >

事 項	内 容
生活介護	常に介護を必要とする方に、日中において、入浴・排せつ・食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。障害程度区分3～6の方が対象です。
児童発達支援	未就学児を対象に、障害児通所施設において、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。
児童発達支援センター	未就学児を対象に、障害児通所施設において、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。また、施設の専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を合わせて行います。
放課後等デイサービス	就学児を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中に、障害児通所施設において、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。
児童館・児童センター	子どもの心身ともに健やかな育成を図るための施設で遊戯室や図書室、集会室を備えています。
学童保育	事情により昼間保護者が家庭にいない小学生の児童に対し、放課後や長期休暇中、保護者に代わって行います。幼稚園や保育園で実施している園があります。
児童クラブ	保護者が病気や就労などのため、放課後などの面倒をみるできない小学校低学年の児童（障がいがある場合は、1～6年生）を対象に、適切な遊びと生活の場を提供し、健やかな成長を促すことを目的として、小学校の余裕教室等を活用し児童クラブを開設しています。 ※定員があるため、待機となる場合があります。
ファミリーサポート センター	育児の援助を受けたい人（依頼会員）と育児の援助を行いたい人（援助会員）が互いに助け合う会員組織です。依頼会員は1時間600円～700円の料金で育児援助（宮崎市在住で0～12歳の子どもの預かり・保育施設への送迎など）を受けることができます。会員登録にはファミリーサポートセンターへの予約が必要です。
相談支援専門員 （コーディネーター）	障がい児者やそのご家族の相談に応じ、支援してくれる人です。

< 教 育 編 >

事 項	内 容
特別支援教育	障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立って、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。特別支援学級や特別支援学校だけではなく、通常学級に在籍する児童生徒へも支援を行います。平成19年4月から「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障がいのある幼児児童生徒の支援をさらに充実しているところです。
特別支援教育 コーディネーター	小・中学校や高等学校、特別支援学校には「特別支援教育コーディネーター」の先生がいます。校内の特別支援教育の体制や整備を推進するために、保護者や学級担任の相談窓口になったり、事例の検討や研修会のために地域の関係機関との連携や調整を行ったりします。
心の談話室	不登校とみられる児童生徒の指導に対して直接的な指導援助を行い、児童生徒が登校できるようになることをめざすと共に、不登校による深刻な事態の解決に寄与するために開設されました。専門のスクールアドバイザーが常駐しています。
就学奨励費	小学校もしくは中学校の特別支援学級、および特別支援学校に在籍する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、必要な経費の一部を支給します。各学校の事務にて手続きに関する相談ができます。 主な補助内容には次のようなものがあります。 ・学用品 ・通学用品費 ・校外活動費 ・修学旅行費 ・学校給食費 ・新入学用品費（新1年生の中で、当初からの認定者のみ）
特別支援学級	障がいがあるために、通常の学級における指導では十分な指導の効果を上げることが難しい児童生徒に対して、きめ細かな教育を行うために、小学校及び中学校の中に特別に設置された少人数の学級です。通常の学級の児童生徒と活動を共にする機会を設けながら、集団活動への参加も促していきます。宮崎県内では、知的障がい者のための「知的障がい特別支援学級」と、「自閉症・情緒障がい特別支援学級」が設置されています。

< 教 育 編 >

事 項	内 容
通級による指導 (通級指導教室)	小・中学校の通常の学級に在籍している障がいの軽い児童生徒を対象として、その障がいの状態に応じて、個別指導を中心とした特別の指導を「通級指導教室」という特別な指導の場で行います。通級による指導は週に数単位時間の指導で、教科の大半は通常の学級で受けることになります。
特別支援学校	特別支援学校（旧盲・ろう・養護学校）は、障がいの程度が比較的重い幼児児童生徒に対して、一人一人の教育的ニーズに応じた教育を実施する学校です。幼稚部（一部）・小学部・中学部・高等部があります。対象者は、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由または病弱者（身体虚弱者を含む）で、その障がいの程度は学校教育法施行令第二十二條の三に示されています。

参考

《宮崎市自立支援協議会、子ども支援部会とは》

平成19年7月、障がいのある方々のよりよい生活について考えていくため、宮崎市自立支援協議会が設置されました。そして、検討チームとして、乳幼児期・学齢期の子どもに関する様々な生活課題について検討していく子ども支援部会（乳幼児期部会・学齢期部会）が結成され、現在に至るまで様々な課題について協議しています。

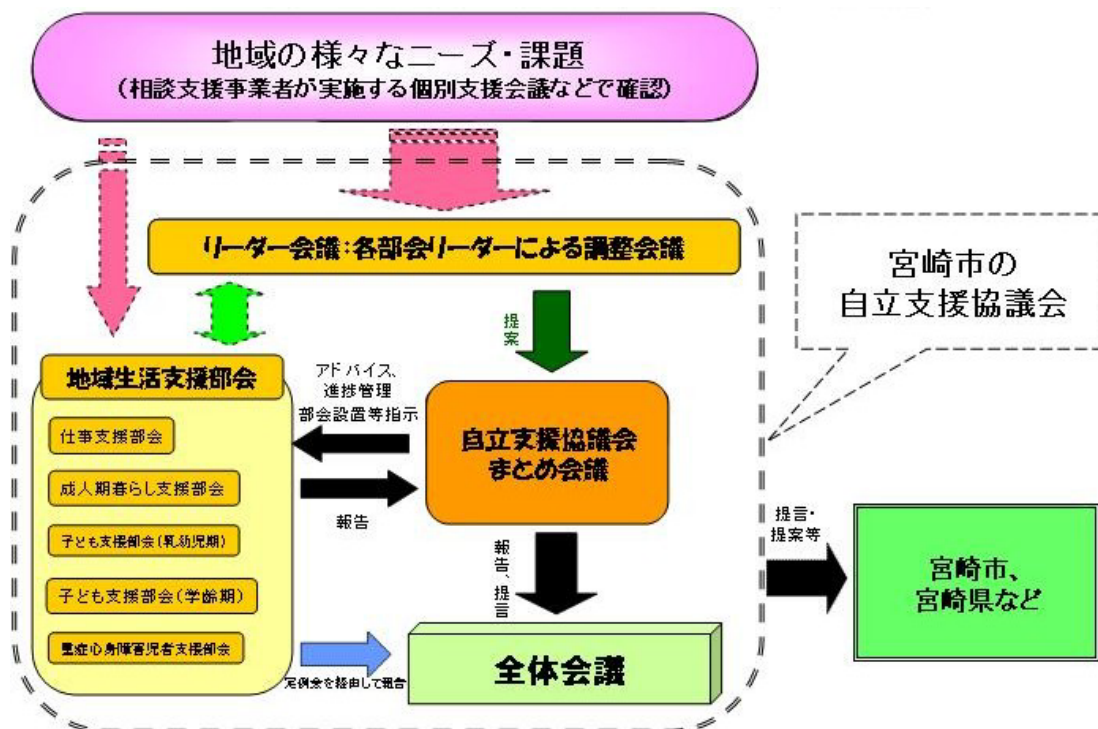
《子ども支援部会の主な協議内容》

- ・ 子育てに関する生活環境の整備
- ・ 教育分野と福祉・医療分野との連携
- ・ 幼稚園・保育園と小学校との連携 など

《主な部会構成メンバー》

- ・ 特別支援学校 ・ 小中学校 ・ 保育会 ・ 幼稚園協会
- ・ 障害者団体（保護者） ・ 相談支援事業者 ・ 障害福祉サービス事業所
- ・ 子ども課 ・ 学校教育課 ・ 障害福祉課 ・ 健康支援課 など

《自立支援協議会の組織図》



【本冊子に関する問合せ】

◎宮崎市福祉部障害福祉課
（自立支援協議会担当）

TEL：21-1772 FAX：21-1776

<http://www.city.miyazaki.miyazaki.jp>